

# 一般社団法人鳥取県社会福祉士会 費用弁償に関する規程

2010年2月27日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会（以下「本会」という。）の役員他会員が会務に従事した場合の費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規程の適用の対象となる会務とは、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 役員が、定款に定める理事会、又は理事会が特に必要と認める業務に参加すること。
  - (2) 役員が、社団法人日本社会福祉士会（以下「本部」という。）の会議他連絡調整等のために会長の命を受けて出張すること。
  - (3) 委員会等の補助組織の会議の構成員としてその会議に出席し、又はその業務に参加すること。
  - (4) その他会長が特に費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、原則として費用弁償の対象としない。
- (1) 本会の正会員が総会に参加する場合。
  - (2) 定款による機関及び補助組織の構成員としてではなく、単なる傍観者として参加する場合。
  - (3) 本部の総会、学会に参加する場合。
  - (4) その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨告知された事業に参加する場合。

(範囲)

第3条 この規程によって弁償を受けることができる費用は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 会務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という。）
- (2) 会務に従事するために要する宿泊費（以下「宿泊費」という。）
- (3) その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。

(支給額)

第4条 予算の範囲内において、次の費用を支給する。

- (1) 県内の交通費については、会務に参加するための順路によって要する鉄道運賃(普通料金)及びバス運賃の往復料金とする。
- (2) 県外への交通費については、最も合理的で経済的な順路によるものとし、必要な船賃、鉄道運賃、バス運賃、航空運賃の往復料金とする。なお、鉄道運賃は、普通料金に特別料金(座席指定料金、急行料金、特急料金等)を加えた額とする。

#### (宿泊費)

第5条 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合。
- (2) 前号以外で、理事会が必要と認めた場合。

2. 支給額は、宿泊に要した実費とし、1泊あたり10,000円を上限とする。ただし、特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合の宿泊費は、当該宿泊実費とする。

#### (費用の請求)

第6条 費用の弁償を受けようとする者は、別に定める「費用請求書」を本会事務局に提出しなければならない。

#### (前渡し)

第7条 本人が希望する場合には、要する金額を前渡しすることができる。

2. 前項の規定により費用の前渡しを受けた者は、当該会務終了後20日以内に、別に定める「費用精算書」を提出し精算をしなければならない。

#### (委任)

第8条 この規程に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。

#### (改正)

第9条 この規程を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

#### 附 則

1. この規程は、本会の設立許可があつた日から施行する。
2. 平成22年10月30日一部改正。
3. 平成30年8月25日一部改正。